

平成30年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限の決定

法第47条第1項2号の規程に基づく法第3号第4項の規定による被保険者(任意継続者)の標準報酬月額の上限額を下記のように決定します。

標準報酬月額上限額
620,000円

標準報酬日額上限額
20,670円

平成29年9月30日における被保険者の同月の平均報酬月額810,536円の100分の75に相当する額すなわち620,000円を標準報酬月額の上限とし、平成30年3月1日から運用する。

平成30年度のおもな保健事業について

● 特定健康診査・特定保健指導 ●

法令に基づき、対象となる40歳以上の被保険者・被扶養者に特定健康診査を実施します。また、その結果により、特定保健指導の対象となる方を選択し、ご案内のうえ指導を実施します。

● 保健指導宣伝 ●

『すこやかファミリー』等の健康情報誌・ガイドブック等を配付するほか、ホームページを通じて最新情報を発信します。

● 疾病予防 ●

人間ドック・脳ドック・女性のがん検診等の補助、HPV検査、大腸がん・胃がん検診などのほか、インフルエンザ予防接種の補助、歯科保健指導を実施します。また糖尿病対策に関する補助も行います。

● 体育奨励 ●

スポーツクラブ「ティップネス」と年間契約します。利用ごとにタオルやTシャツなどのレンタルが無料でご利用いただけます。4・5月は会員証発行無料キャンペーンを行います。ご登録がまだの方はこの機会にぜひご登録ください。

● 直営保養所 ●

「那須新林荘」「千倉さざなみ荘」は今まで以上に皆様に喜んでいただけますよう精進してまいります。

残念ながら「千倉さざなみ荘」は来年3月末までに閉館することが組合会で承認されましたが、それまでは、ぜひ皆様、ご利用ください。

● 契約保養所 ●

会員制保養所「リゾートトラスト」と年間契約するほか、それ以外の宿泊旅行費についても年間4泊まで補助します。

● 健康ポータルサイト ●

ホームページから「MY HEALTH WEB」にご登録いただくと、ご本人・ご家族の医療費情報明細、ジェネリック医薬品の情報を簡単に閲覧でき、日々の体重や血圧、歩数なども管理できます。

利用すればするほどポイントがたまり、お好きな賞品と交換できます。

「女性のがん検診」の補助をスタートさせます

女性の被保険者を対象に「乳がん検診」「子宮頸がん検診」の補助を実施します。

今までなかなか受診する機会が少なかったことと思います。女性の被保険者であれば年齢関係なくどなたでも年1回受診できるようになります。ぜひこの機会に受診されてはいかがでしょうか。特に若い方はご自分の体と向き合ってみてください。1人でも多くの方に受診していただきたいと思ひます。

